○近畿地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・三・二百三―十九号三国塚口線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月七日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府豊中市庄内栄町五丁目、島江町一丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
和歌山市中字峠原五七一番六から同市中字峠原五七一番一まで	前	一二・〇メートル	五～七五・一〇キロメートル
	後	一二・〇メートル	五～三七・七三　〇・四九八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

近畿地方整備局長　谷本　光司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十六号	和歌山市中字峠原五七一番六から同市中字峠原五七〇番一まで	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月七日

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

北海道開発局長　関　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市新富町六七番一五から同市新富町二九番二八まで	前	二二・五～二七・九四メートル	〇・〇二七キロメートル
	後	二二・四～二七・九四メートル	〇・〇二七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小樽市勝納町七番一二地内	前	二六・九～二九・三八メートル	〇・〇二〇キロメートル
	後	二六・七～二九・二二メートル	〇・〇二〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
石狩市浜益区千代志別国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一林班ろ小班から同市浜益区千代志別三〇番一まで	前	BA　一〇・〇～二九・五メートル	二・〇〇四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	B　一〇・四二～一三七・〇四メートル	一・九八九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道斜里郡斜里町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七六林班イ小班から同町ウトロ西国有林網走東部森林計画区網走南部森林管理署一三七六林班は小班まで	前	一四・九～一四・九メートル	〇～一四四・〇五キロメートル
	後	一四・九～一四四・八メートル	〇～一・二三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道幌泉郡えりも町字目黒二一三番一から同町字目黒一九三番一地先まで	前	二二・〇五～六四・八〇メートル	〇・〇六六キロメートル
	後	二二・〇五～六四・八〇メートル	〇・〇六六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月七日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十九号及び二百七十六号	北海道二海郡八雲町熊石鮎川町二四〇番七から同町熊石鮎川町二三六番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
二百二十九号、二百七十六号及び二百七十七号	北海道爾志郡乙部町字三ツ谷三一九番四から同町字三ツ谷一〇二番一まで	〃